

# 大分県創業支援資金特別融資要綱

平成15年8月1日制定

## (目 的)

第1条 この要綱は、創業等に必要な資金を融資することにより、本県経済の活性化と発展を担う新産業の創出に寄与することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) 削除

(2) 創 業 等 産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第2条第29項第1号、第3号及び第5号に規定する次に掲げるものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

ウ 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

(3) 再 挑 戦 産業競争力強化法第129条第3項第1号及び第2号に規定する次に掲げるものをいう。

ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。

イ 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。

ウ 上記ア及びイの再挑戦を行った後、5年を経過していないこと。

(4) 中小企業者 中小企業等経営強化法第2条第1項各号に規定するものをいう。

## (県資金の預託)

第3条 知事は、その指定する金融機関(以下「指定金融機関」という。)にこの要綱に基づく融資(以下「融資」という。)を行わせるため、必要に応じ県の資金(以下「県資金」という。)を預託するものとする。

2 前項の規定による県資金の額、預託条件及び預託方法は、予算の範囲内において知事が別に定めるものとする。

## (指定金融機関の協調融資)

第4条 指定金融機関は、前条の規定による県資金の預託を受けたときは、知事が別に定めるところにより融資枠を設定し、融資を行わなければならない。

## (融資対象者)

第5条 融資対象者は、次の第1号から第3号までのいずれかに該当するもの(以下「創業者等」という。)であって、かつ、第4号から第7号までのいずれにも該当するものとする。

(1) 削除

(2) 創業等を行うもので、次にいずれかに該当するもの。

ア 事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。

イ 事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

ウ 中小企業者である会社が、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。

エ 創業等を行った後5年を経過していないもの。

オ 事業を営んでいない個人で事業を開始した日から起算して5年を経過していないものが、新たに会社（中小企業者に限る。）を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させたもの

(3) 再挑戦を行うもので、次にいずれかに該当するもの。

ア 過去に自らが営んでいた事業を経営状況の悪化により廃止した経験を有する者又は過去に経営状況の悪化により解散した会社の解散時において当該会社の業務を執行する役員であった者で、事業廃止又は解散の日から5年を経過する前の事業を営んでいない個人で、1月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。

イ 過去に自らが営んでいた事業を経営状況の悪化により廃止した経験を有する者又は過去に経営状況の悪化により解散した会社の解散時において当該会社の業務を執行する役員であった者で、事業廃止又は解散の日から5年を経過する前の事業を営んでいない個人で、2月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

ウ 再挑戦を行った後5年を経過していないもの。

エ 過去に自らが営んでいた事業を経営状況の悪化により廃止した経験を有する者又は過去に経営状況の悪化により解散した会社の解散時において当該会社の業務を執行する役員であった者で、事業廃止又は解散の日から5年を経過する前の事業を営んでいない個人で、事業を開始し、個人での事業開始から5年以内に新たに会社（中小企業者に限る。）を設立した者で、個人事業の全部又は一部を当該会社に承継させるもの。

(4) 許可、認可を必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を取得していること、又は取得することが確実であること。

(5) 保証付融資について、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。ただし、再挑戦において、信用保証協会に対して求償債務を負担する創業者等が、その消滅を目的とした保証を申し込む場合を除く。

(6) 手形又は小切手の第1回目の不渡りが発生し、または発生記録をした電子記録債権が支払不能となり6箇月又は銀行取引停止処分後2箇年を経過していること。

(7) 投機的事業、金融業等、大分県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象外となる事業を行うものでないこと。

2 経営者保証不要融資の融資対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。（国のスタートアップ

ブ創出促進保証制度の対象)

- (1) 本条第1項第2号イからオに掲げる要件のいずれかに該当すること。ただし、創業等を行った後5年を経過していない個人を除く。
- (2) 本条第1項第4号から第7号までのいずれにも該当すること。
- (3) 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあつては創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。

(融資の種類及び融資の対象となる資金)

第6条 融資の種類及び融資の対象となる資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 削除
- (2) 創業等支援融資 創業等により行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金とする。ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は対象としない。
- (3) 再挑戦支援融資 再挑戦により行う事業に直接必要となる設備資金又は運転資金とする。ただし、新会社設立のための資本金(株式取得資金)は対象としない。
- (4) 経営者保証不要融資 融資の種類及び融資の対象となる資金は、創業等支援融資に準ずる。

(融資条件等)

第7条 第4条の規定により指定金融機関が行う融資の融資条件等は、別表に定めるとおりとする。

(融資の申込手続)

第8条 融資を受けようとする創業者等は、知事が別に定める要領により、融資の申込手続を行わなければならない。

(企業診断等の実施)

第9条 知事は、第4条の規定により指定金融機関が行う融資について必要があるときは、当該融資の申込みをした創業者等の経営内容、事業計画等について、調査又は診断を行うことができる。

(保証及び融資の決定)

第10条 保証協会及び指定金融機関は、双方協議のうえ、それぞれ保証及び融資の決定を行うものとする。ただし、再挑戦支援融資において、信用保証協会に対して求償債務を負担する創業者等が、その消滅を目的とした保証を同時に申し込む場合は、創業・再挑戦審査会に付議した後に、保証協会及び指定金融機関が双方協議のうえ、それぞれ保証及び融資の決定を行うものとする。

(融資事務の処理)

第11条 保証協会及び指定金融機関は、知事が別に定める要領により、融資に関する事務を処理しなければならない。

(企業調査等の実施)

第12条 知事、保証協会及び指定金融機関は、融資の目的を達成するため、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、関係書類、帳簿等を実地に調査することができる。

(旧債務の肩替り等の禁止)

第13条 指定金融機関は、融資を行うに当たり、当該融資対象者の保証付旧債務以外の旧債務の肩替り、預金等の要請を行ってはならない。

(貸付金の一括返還)

第 14 条 指定金融機関は、融資をした後、当該融資を受けた者について次の事実があったときは、貸付金の全部又は一部について一括して返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。
- (2) 資金の目的外使用があったとき。
- (3) 融資の日以降において事業を廃止したとき、又は第 2 条に規定する中小企業者でなくなったとき。

(県資金の返還)

第 15 条 知事は、指定金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

(雑 則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、融資等に関し必要な事項は、知事が保証協会及び指定金融機関の意見を聴いて定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 7 日から施行し、改正後の要綱の規定は平成 21 年 12 月 4 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 9 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の

例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月7日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表 (第7条関係)

融資の種類	資金使途	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	返済方法	担保等
創業等支援 融 資	運転・ 設備資金	3,500 万円	10年以内	融資期間が 7年以内の 融資 年 1.6%	年 0.40 %	1年以内の 据置期間後 原則として 毎月均等返 済	保証人につ いては、必要 に応じて徴求 する。ただし 、法人代表者 以外の連帯保 証人は原則徴 求しない。 担保につい ては無担保とす る。
再挑戦支援 融 資				融資期間が 10年以内の 融資 年 1.8%			
経営者保証 不要融資				年 0.60 %	担保、保証人 については不 要。		

(注) 令和7年3月31日までは、既に貸し付けられている資金について、要綱上の融資期間を延長することができ。ただし、3年を上限とする。

(注) 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(令和6年1月18日付け20240115中庁第15号)に規定する信用保証料率の引上げを条件として経営者保証を提供しないものとする場合は、年0.25%または年0.45%を上乗せする。(経営者保証不要融資を除く。)